平成２４年（フ）第６０７７号
大阪府箕面市瀬川１丁目18番12号
破産者　清水　英幸
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟927号室、前住所大阪府河内長野市美加の台６丁目33番11号
破産者　柴田　　貢
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
大阪府泉佐野市高松東１丁目９番28号
破産者　勝元　　守
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番159―104号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台北町９丁目21番１号
破産者　冨士谷治彦
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７３号
神戸市北区鈴蘭台北町６丁目12番１―307号
破産者　山崎　伸一
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８３号
兵庫県伊丹市昆陽泉町６丁目９番14―２号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市松ケ丘１丁目155番地の５
破産者　松居　悦章
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７６号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目16番12号パティオ逆瀬川202号
破産者　中邑　京子（旧姓石見）
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０７号
兵庫県西宮市甲子園浜田町５番22―303号、従前の住所兵庫県芦屋市南浜町12番33号
破産者　坂本　曠和
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０２号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目８番１号岸本文化
破産者　澤井　辰男
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６号
兵庫県姫路市広畑区東夢前台４丁目55番地９
破産者　日高　　彰
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０３号
北九州市八幡西区春日台５丁目３番12号
破産者　井手　孝治
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５４号
熊本県上益城郡益城町大字木山322番地１
破産者　坂牧　直子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６５８号
熊本県玉名郡和水町原口111番地２
破産者　田尻　久幸
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
北海道岩見沢市栗沢町西本町43番地１
破産者　平田　俊一
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４６号
北海道岩見沢市６条西14丁目10番地１
破産者　佐久間　康
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第９７号
北海道岩見沢市南町２条１丁目３番１号　ビバハイツ６の２号
破産者　佐々木八千代
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第３４号
岩手県北上市口内町宝積32番地４
破産者　菅野　陽次
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６１９号
茨城県鉾田市舟木203番地２
破産者　海老澤愛子
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所